

保護者の皆様へ

練馬区教育委員会事務局
保健給食課長 唐澤 貞信
(公印省略)

令和 7 年度における学校給食費の無償化について

令和 6 年度から第 1 子を含めた学校給食費の無償化を実施しておりますが、令和 7 年度につきましても、下記のとおり学校給食費の無償化を実施いたします。

記

1 対象者

区立小中学校に在籍している方が対象になります。

※住所、対象世帯の収入等の要件はありません。

※令和 7 年度から生活保護（要保護）、就学援助（準要保護）、就学奨励、児童養護施設や里親の方も無償化の対象となります。そのため、生活保護費等、他の制度によって支給される金額は学校給食費を除いた金額となります。

2 申請等について

保護者が申請する必要はありません。学校で申請等を行います。

3 補助対象期間

令和 7 年 4 月から

4 補助の方法について

給食の実績に応じて、在籍している学校に補助金を支給します。対象の児童・生徒の方の給食費の引き落としはありません。なお、教材費については通常どおり引き落としがあります。

5 補助金の受領権等の委任について

本通知をもって、対象者の児童・生徒が在籍している小学校・中学校の学校長に補助金の申請、請求および受領に関する権限について委任したものとみなして、本事業を実施します。

上記の権限の委任について、ご同意いただけない場合には、個別にご相談を承っておりますので下記担当部署までご連絡ください。

【担当】

練馬区教育振興部 保健給食課 学校給食係
電 話 03-5984-5736
F A X 03-5981-1221